

CITY OF YOKOHAMA

市民消防委員会
令和8年6月2日
消防局

市第11号議案 横浜市消防団員賞じゅつ条例の一部改正



横浜市

条例改正の趣旨等

横浜市消防団員賞じゅつ条例（以下、「条例」という。）は、消防団員が公務中に非常に危険な状況を承知のうえで活動し、その結果、大きなけが等により障害を負った場合、あるいは死亡した場合に、功績や扶養親族の人数に応じて本人又は遺族に対して「賞じゅつ金」を支給できることを定めています。

**条例に定める扶養親族の範囲については、
「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」
（以下、「政令」という。）から引用し規定しています。**

先般、政令に定める扶養親族に関する規定が改正されたため、**賞じゅつ金の支給額を従前のおりとするため条例を改正**するものです。

政令と条例の改正内容等

1 政令の改正内容（第2条第3項）

扶養親族の範囲から**配偶者**が削除されました。

2 条例の改正（第2条第1号）

（1）内容

従前どおり、賞じゅつ金の増額対象となる「**扶養親族の範囲に配偶者**」を**含む**こととし、条例にこれを規定します。

（2）施行期日

公布の日（令和8年4月1日から適用）

従前どおりとする理由

賞じゅつ制度は、市が独自に定めている制度であり、
功労や勇敢な行為に対し弔意やお見舞いの意を表すことを
目的としています。

制度の目的を踏まえ、団員やご家族への配慮を維持する
観点から、**本市では従前どおり、扶養親族に配偶者を含む**
こととするものです。

【参考】 新旧対照表

現行

(賞じゅつ金の種類及び金額)

第2条 賞じゅつ金の種類及び金額は、次のとおりとする。

(1) 殉職者賞じゅつ金

この額は30,000,000円以下とし、功績の程度及び扶養親族〔非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「令」という。）第2条第3項各号に掲げる者をいう。以下同じ。〕の状況に応じ別表第1に定めるところによる。

改正後

(賞じゅつ金の種類及び金額)

第2条 賞じゅつ金の種類及び金額は、次のとおりとする。

(1) 殉職者賞じゅつ金

この額は30,000,000円以下とし、功績の程度及び扶養親族（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「令」という。）第2条第3項各号に掲げる者及び配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、他に生計の途がなく主として団員の扶養を受けていた者に限る。）をいう。以下同じ。）の状況に応じ別表第1に定めるところによる。